

石炭じん肺訴訟の状況について

平成23年6月22日

原子力安全・保安院

石炭保安室

じん肺は、粉じんを吸い続けることにより、肺の中の細胞（肺胞）に粉じんがたまり、肺が固くなり呼吸が困難になる病気で、治療しても治らず、症状が進行するもの。

石炭じん肺訴訟は、過去、炭鉱で就労した労働者が、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸引した結果、じん肺に罹患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国及び石炭企業を相手取り損害賠償請求を求めて提訴している。

昭和60年12月に、国を相手にした初めての筑豊じん肺訴訟が提訴され、平成16年4月27日の最高裁判決で国（通商産業省（当時））の石炭鉱山における保安規制権限不行使の違法が確定した。

平成16年12月15日に、北海道石炭じん肺訴訟提訴者70名と初めての和解が成立し、現在係争中の札幌地方裁判所及び福岡地方裁判所の訴訟で和解が進行しているところ。

平成23年5月20日の和解により、原告患者1,487名と和解等が成立し、約112億円の和解金等を支払っている。今後、和解の成立が見込まれる原告患者は341名であり、約26億円の和解金が見込まれる。